2021年10月



原産地認定についての

「文書による事前教示」のご案内

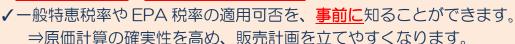
▶「文書による事前教示」とは…

輸入予定貨物の原産地を文書で照会し、文書で回答を受け取ることができる制度です。 事前教示の趣旨にそぐわない次のような場合を除いて、貨物の種類や一般特恵・EPA 対象国を問わず利用することができます。

- ・ 照会者やその利害関係者が、照会貨物について不服申し立て又は訴訟中である場合
- 輸入申告中の貨物についての照会である場合

▶「文書による事前教示」のメリット





✓回答内容は、3年間、全国の税関における通関審査の際に尊重されます。

(口頭照会との大きな違い!)

✓輸入申告書類の一部を提出省略できます。

自己申告制度を利用する場合、事前教示回答書の番号を輸入申告書に記載すること により、原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書及び同確認書類) の提出を省略することができます。

✓原産地証明書の不備に備えることができます。

例えば、取得した原産地証明書に HS 番号相違等の不備があると、原則「無効」に なってしまいますが、あらかじめ「文書による事前教示」を受けている場合には、 有効な証明書として取り扱われます。

▶ こんなことになる前に! 中国原産の表地を使用 事前に文書で照会して しているため、EPA おけばよかった…。 ベトナムで縫製した スーツ、アセアン EPA 税率で申告しよう! 税率は適用できません。 輸入申告 したら…

*** お気軽にお問合せください ***

名古屋税関 業務部 首席原産地調査官

〒455-8535 名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 8 階 TEL:052-654-4205 FAX:052-654-4184

e-mail: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

または、名古屋税関清水税関支署 原産地調査官

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町 9-1 TEL: 054-352-6114 FAX: 054-352-6136 e-mail: nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp

